

## 令和6年第9回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年9月30日（月）午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

### 2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（16名）

欠席農業委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（14名）

欠席農地利用最適化推進委員（5名）

### 3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について

◎開 会

事務局長 皆様、改めましてこんにちは。総会の定足数に達していますので、ただいまより令和6年第9回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が7件、白河市農業振興地域整備計画の変更関係が1件、合わせて20件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

---

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ですが、議長指名でござい異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

---

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。

令和6年9月30日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る9月28日、委員と譲渡人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請では周辺農地の影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る23日委員と現地調査を行いました。譲渡人は、事情により不在のため、電話で申請内容について確認しました。間違いのないことです。譲受人、行政書士と現地で申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。今回の所有権移転による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまふ。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る28日、委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地を調査しました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様の審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る28日に委員と、譲渡人当日仕事で立ち会えないということで電話にて確認しました。さらに、譲受人立会いの下、現地で調査を行いました。申請内容についても協議し、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る9月25日に委員と譲渡人、譲受人のお母さんと行政書士の立会いの下、現地確認と申請内容について聞き取り確認を行いました。申請内容に間違いのないことです。周辺農地には特に問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る9月25日に委員と譲渡人、譲受人、行政書士立会いの下、現地確認と申請内容について聞き取りし確認を行いました。申請内容に間違いのないことです。周辺農地には特に問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第2号

会長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。  
事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準

用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年9月30日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 6ページをご覧ください。

農地法第5条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の案件で、担当委員が体調不良ということで、代理委員に来ていただきまして確認しました。

設定人、また、被設定人、そして、行政書士にも来ていただきまして、現地を確認いたしました。

問題ないということで確認しましたので、皆さんの審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。皆様の審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る28日に 委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地の調査をしました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないということです。今回の

申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様の審議のほどよろしくお願  
い  
します。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、16ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

**【その3朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。皆様方の審議のほど  
よろしくお願  
いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る9月22日、委員と現地調査を行いました。譲渡人は栃木  
県で電話にて確認。譲受人は、担当者の方とお会いし、今回の申請について聞き取ったとこ  
ろ問題ないとのこと。皆様のご審議よろしくお願  
いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

**【その4朗読】**

立地基準、農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。皆様方のご審議のほ  
どよろしくお願  
いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る9月25日に委員と現地調査を行いました。

設定人、被設定人、申請代理人には、現地調査当日にお会いし、申請内容について確認いたしました。双方とも申請について間違いのないことです。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませ。か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。です。ので、その4について原案のとおり決定いたし。ます。

農地法第5条その5について審議し。ます。

事務局より説明をさせ。ます。

事 務 局 それでは、26ページを。ご覧ください。

農地法第5条その5について説明申し。上げ。ます。

【その5朗読】

皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたし。ます。

以上。です。

会 長 地区担当委員の意見。を求め。ます。

委 員 報告させていただきます。今回の申請について、去る9月26日に委員と現地調査を行いました。譲渡人は私用のため欠席しました。26日に代理人の行政書士の立会いの下、申請内容について確認しました。譲受人担当者には、26日現地でお会いし、申請内容について確認しました。二方とも申請内容について間違いのないこと。でした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われ。ます。皆様のご審議のほうよろしくお願ひし。ます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませ。か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。です。ので、その5について原案のとおり決定いたし。ます。

農地法第5条その6について審議し。ます。

事務局より説明をさせ。ます。

事 務 局 それでは、31ページを。ご覧ください。

農地法第5条その6について、説明申し。上げ。ます。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたし。ます。皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたし。ます。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る9月25日に茂木委員と現地調査を行いました。譲渡人には電話で申請内容について確認いたしました。譲受人と申請代理人には、現地調査農地でお会いし、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地の影響については、特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。

令和6年9月30日提出。会長矢野正則。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第7号について承認することにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第7号について原案のとおり承認いたします。

---

#### ◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により、

意見を求められたので審議するものとする。

令和6年9月30日提出。会長矢野正則。

会 長 白河農業振興地域整備計画の変更その1について、事務局より説明をさせます。  
事務局 では、41ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更（編入）その1について、ご説明いたします。

【その1朗読】

以上、農業振興地域整備計画の変更その1について、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。本日9月30日に運営委員会を開催し、審議を行ったところであります。

その結果につきまして、運営委員会を代表し、委員に報告を求めます。

委 員 白河農業振興地域整備計画の変更について、につきましては、本日9月30日に運営委員会を開催し、白河市より意見を求められた白河農業振興地域の編入1件について審議を行いました。

審議の結果、運営委員会としては、計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することとしましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について、運営委員会の意見に準じ、意見書を市へ提出いたします。

---

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、事務局。

事務局 それでは、事務局より申し上げます。次回総会が10月31日木曜日、午後2時より、ここ、正庁で開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和6年第9回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時00分)

---